

## 厚真町起業化支援事業公募要領

### 1. 事業の目的

起業に向けた取組を支援するため、起業時における開業経費等の必要な経費の負担を軽減することにより、新たな起業への取組を奨励し、もって地域経済の活性化を図る。

### 2. 応募対象となる事業

厚真町内に事業拠点を設け、新規に事業を開始し、製品の製造及びサービス等を提供する事業で、次のア及びイに掲げる事業とする。ただし、日本標準産業分類に基づく農家民泊以外の農業、薪及び木炭の製造以外の林業、漁業、金融・保険業、学校教育、医療・福祉、公務及びこれに類する事業並びに風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の許可を必要とする事業を除く。

#### ア 新規開業支援事業

起業（厚真町起業化支援事業補助金交付要綱に規定する起業をいう。以下同じ。）するために必要な施設の建築及び改修等を行う事業

#### イ 事業化支援事業

安定的な事業継続を図るために行う事業

### 3. 応募者の要件

事業主体として応募できる者（個人又は法人（以下「事業者等」という。））は、町内において起業を予定している者又は厚真町起業化支援事業認定申請書（以下「認定申請書」という。）を提出する日の2年前の日の属する年の1月1日以降に起業をしている者とする。ただし、次のいずれかに該当する者は応募することはできない。

- (1) 市町村税を滞納している者
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

- (5) 暴力団員又は暴力団に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (7) 事業者等の常時使用する従業員数が10名以上の者
- (8) 法人の役員等が第2号から第6号までのいずれかに該当する者
- (9) その他町長が適当でないと認めた者

#### 4. 応募方法等

応募しようとする事業者等は、別に定める日までに以下の関係書類を作成し、厚真町産業経済課に8部（正本1部、副本7部）提出することとする。

なお、過去に認定を受けた同一事業者等の再度の同一計画についての応募はできないこととする。

- (1) 厚真町起業化支援事業認定申請書(第1号様式)
- (2) 事業計画書(第2号様式)
- (3) 収支予算書(第3号様式)
- (4) その他町長が必要と認める書類

#### 5. 審査委員会

事業の認定を行うための審査機関として、厚真町起業化支援事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、審査委員会は、前項の規定により提出された書類について審査し、認定が適当と認められる事業を選考する。なお、審査委員会の組織及び運営については別に定める。

#### 6. 認定方法等

応募のあった事業計画の採否については、審査委員会において、別表の審査基準を基にヒアリングを行い、その結果を受けて町長が予算の範囲内で補助対象事業を認定し決定する。なお、認定結果については、応募者あてに通知する。

#### 7. 認定後の手続と事業の実施

町から認定通知を受けた事業者等は、別に定める厚真町起業化支援事業補助金交付要綱に基づき、速やかに必要書類を提出し、適正な事業実施をすることとする。

## 8. 事業完了後の手続

適切に事業が完了した場合は、継続事業として翌年の事業を認定したものとし、厚真町起業化支援事業認定申請書の提出を行わず、補助金等交付申請書の提出を行うことができるものとする。

## 9. 成果の発表等

町長は補助事業に係る事業の操業状況及び雇用状況等についての報告を求めることができることとする。また、町長は必要に応じて成果等の発表を行わせることができることとする。

## 10. 専門家の経営指導等

町長は、必要に応じて事業者等に専門機関の経営指導等を受けさせることができるものとする。

### 附則

この要領は、平成25年12月30日から施行する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、平成28年5月13日から施行する。

### 附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日前に6. 認定方法等の規定により認定された事業については、なお、従前の例による

### 附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成31年1月7日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日前に6. 認定方法等の規定により認定された事業については、なお、従前の例による